

●資格喪失日が2016年12月31日以前の方

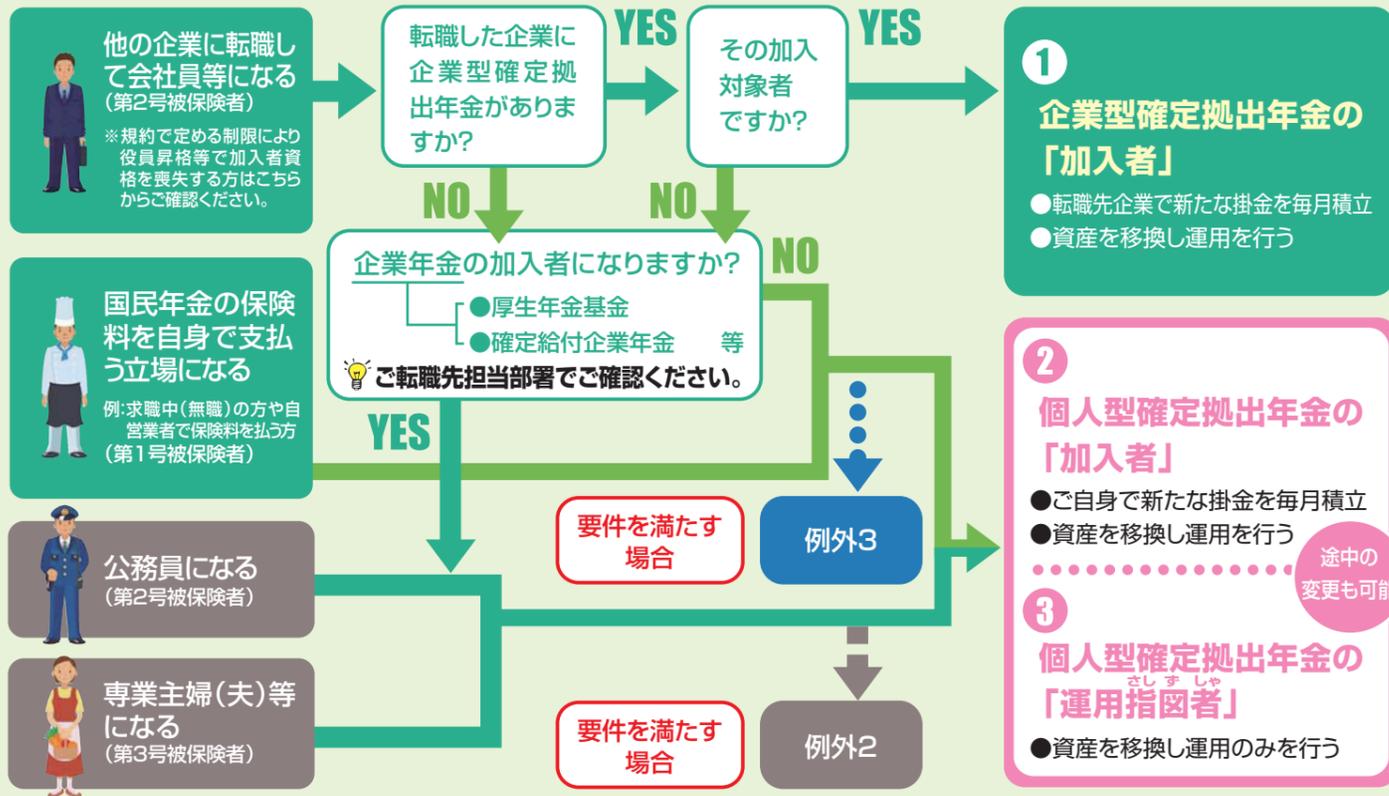
確定拠出年金は原則60歳まで引出しできません。所定の手続きを、加入資格喪失日^{※1}の翌月から5か月以内に^{※2}済ませましょう。

⚠ 通常郵送での申込みとなります。余裕をもってお手続きください。

※1 ご退職等の翌日が加入資格喪失日です。

※2 手続期間は加入資格喪失日の翌月から6か月以内となりますが、ご提出書類の内容確認に1か月程度かかるため、5か月以内の手続完了をお勧めします。

STEP.1



▶ 国民年金保険料の免除・納付猶予期間中の方や海外転出する方は、脱退一時金を請求できる場合があります。
▶ 傷病によって一定以上の障害状態になっている方は障害給付金を請求できます。
※詳しくは「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」へお問い合わせください。

⚠ 確定拠出年金は原則60歳まで引出しできませんが、例外として、それぞれの要件を全て満たす方のみ脱退一時金を受取れます。

例外1

資産額15,000円以下の方の脱退要件

- 他の確定拠出年金制度の加入者および運用指図者になる手続きをしていないこと
- 資産額が15,000円以下であること
- 加入資格喪失日の翌月から起算して6か月以内であること
(例:6月中に資格喪失した場合、7月から数えて12月末までの期間)

例外2 の脱退要件

- 企業年金(厚生年金基金・確定給付企業年金)の加入者、企業型確定拠出年金の加入を選択しなかった方、公務員、国民年金第3号被保険者の方。または国民年金保険料の免除・猶予期間中や海外転出の方。
- 60歳未満であること
- 企業型年金加入者でないこと
- 企業型年金及び個人型年金の障害給付金の受給権者でないこと
- 通算拠出期間3年以下であること又は資産額が50万円以下であること
- 最後に企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を喪失した日から起算して2年を経過していないこと
- 企業型確定拠出年金の脱退一時金の支給を受けていないこと

例外3 の脱退要件

個人型確定拠出年金に資産を移換した後の手続きになります。

- 国民年金保険料を全額納付している方、または、企業年金制度(厚生年金基金または確定給付企業年金)に加入していない社員が、任意で個人型運用指図者となり2年を経過していること(2年経過後の方を継続運用指図者といいます)
- 継続運用指図者となった日から起算して2年を経過していないこと
- 60歳未満であること
- 企業型年金及び個人型年金の障害給付金の受給権者でないこと
- 通算拠出期間3年以下であること又は資産額が25万円以下であること
- 企業型確定拠出年金の脱退一時金の支給を受けていないこと

➡ Webまたはコールサービスで、要件を満たしているかをご確認できます。

⚠ 勤続年数が3年未満の場合の注意事項 勤続年数が3年未満の自己都合退職の方については、確定拠出年金規約によって、掛金の全額または一部を事業主に返還するように定められている場合があります。

※事業主返還が適用されても、制度移換金・移換金・運用益等はご本人様に権利が残ります。また、移換手続きにより通算拠出期間の引継ぎが可能です。

➡ Webまたはコールサービスで、ご自分のプランの事業主返還の内容をご確認ください。

STEP.2

① 企業型確定拠出年金の加入者になるお手続き

ご転職先担当部署で、以前の確定拠出年金の資産等をご転職先の企業型確定拠出年金へ引継ぐお手続き(移換手続き)が行えます。

※お手続途中で保有商品はいったん全て売却され、その金額をもとにご転職先の企業型確定拠出年金の運用商品を購入します。

転職先に
問い合わせ

② 個人型確定拠出年金の加入者になるお手続き

③ 個人型確定拠出年金の運用指図者になるお手続き

好きな
金融機関に
問い合わせ

1.金融機関の選定

個人型の確定拠出年金については、銀行・信用金庫・労働金庫・信用組合・証券会社・保険会社など、多くの金融機関で受付けています。取扱金融機関は、国民年金基金連合会のWebサイト(<http://www.npfa.or.jp/401K/>)の「運営管理機関一覧」でご確認いただくか、「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」へお問い合わせください。

金融機関を
選ぶ際のポイント

- お客様サポート体制…… Webやコールサービスは充実していますか?
- 運用商品のラインアップ…… ご自身が選びたい運用商品はありますか?
- 手数料…… 金額を確認しましたか?
(金融機関ごとに異なります。)

途中の
変更も可能

2.手続き

ご希望の金融機関に問い合わせ、指示に従って書類を入手し、手続き期限内に不備のない書類を提出してください。
※お手続途中で保有商品はいったん全て売却され、その金額をもとに個人型確定拠出年金の運用商品を購入します。
通常、移換完了まで2か月前後かかります。

個人型確定拠出年金のメリット

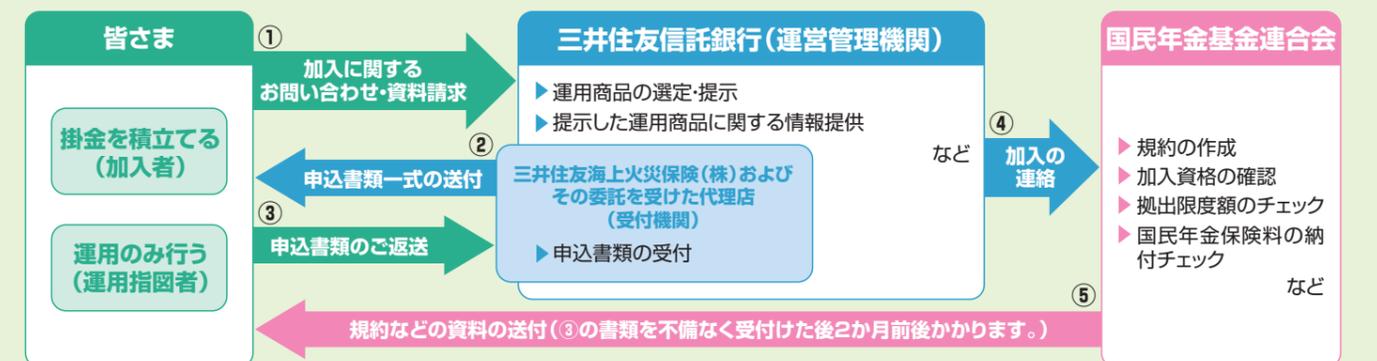
- 掛金は全て所得控除の対象となり、税の軽減効果があります。
- 運用益は非課税であり、複利運用効果も期待できます。
※年金資産は特別法人税が課税されます。(現在は課税が凍結されています。)
- 60歳以降の受取時に税制優遇があります。(各種控除の対象)
- 資産を他の確定拠出年金制度へ持ち運べます。
ただし、確定拠出年金は原則60歳まで引出しできません。

三井住友信託銀行の個人型確定拠出年金「三井住友信託個人型DCプラン」なら

- これまで同様、有人才オペレーターに直接つながるコールサービス
- インターネットでのお手続き操作もこれまでと同じで便利
- 老齢給付金のお受取手続きがスムーズ
- 豊富な商品ラインアップ
※所定の申込手数料、事務手数料がかかります。

個人型確定拠出年金お申込みの流れ

(「三井住友信託個人型DCプラン」の場合を例示しています。なお、「三井住友信託個人型DCプラン」は三井住友海上火災保険(株)を受付機関としています。)



※③の申込書類ご返送後、企業型確定拠出年金での保有商品はいったん全て売却され、その金額をもとに個人型確定拠出年金の運用商品を購入します。